

報告第18号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年7月13日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第22号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月29日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府京丹後市弥栄町芋野地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

平成31年2月20日、京丹後市弥栄町芋野地内において、総務部職員が公用車で走行中、交差点で減速し右折しようとしたところ、丹後町方面から峰山町方面へ直進してきた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 98,970円

3 損害賠償の相手方 京丹後市丹後町在住 個人